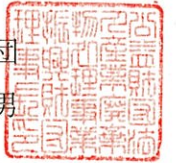


産財 2021015
令和 3 年 8 月 2 日

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長 殿

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男



建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る審査認証業務の実施について

当財団の運営につきましては、日頃よりご指導ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当財団においては、「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」（令和 2 年 7 月 20 日付け環循規発第 2007202 号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、令和 3 年 8 月 20 日から、同通知に示された独立・中立的な第三者の一つとして有価物該当性に係る審査及び認証を行う業務を実施することとしました。業務の概要は別紙のとおりです。

つきましては、本業務の円滑かつ的確な推進のため、都道府県等の関係業務ご担当者様等への周知などご配慮いただければ幸いです。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による
「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務」の概要

1. 業務の要旨

建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造されたもの（建設汚泥再生品等）について、「各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる」か否かの審査をし、その確認ができた場合に、その旨の認証を行う。

2. 対象品

以下の再生品を対象とする。ただし、当分の間は、公共事業に用いられるものに限る。

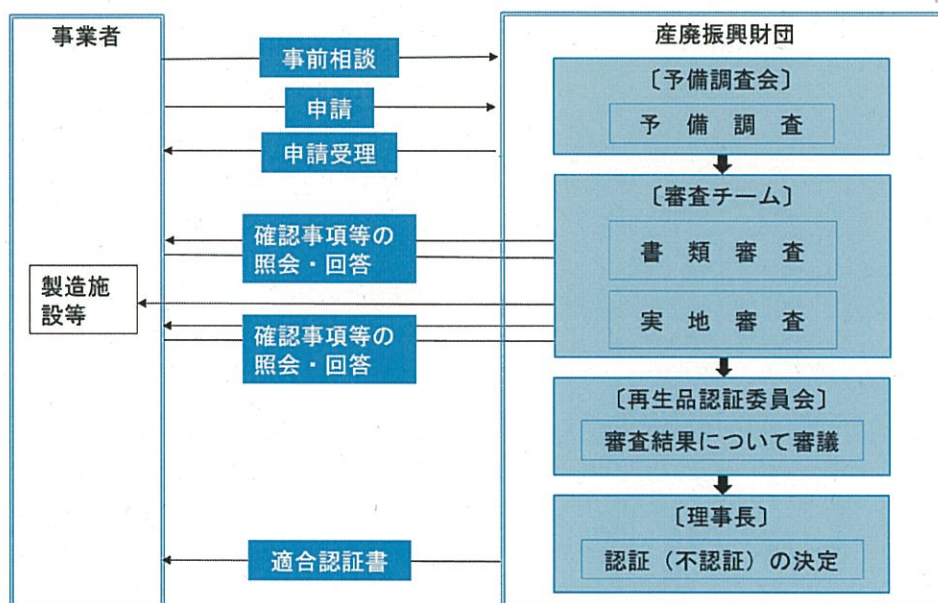
- ① 建設汚泥再生品
- ② 廃コンクリート再生砕石
- ③ 上記2品を原材料として製造される「ハイブリッドソイル」

3. 審査区分

以下の審査を実施要領に従って行い、すべての審査に適合した対象品を認証する。

- (1) 施設審査（製造者に係る審査、製造管理に係る審査、保管・出荷に係る審査、品質管理に係る審査）
- (2) 再生品審査（原材料に係る審査、製品の品質に係る審査、製品の利用の確実性に係る審査）

4. 審査認証の流れ



（注）申請ができる事業者は、廃棄物処分量の許可を有する事業者等とする。

5. 実施要領

業務は、「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務に関する実施要領」（<https://www.sanpainet.or.jp/〇〇〇>）に従って実施する。